

入札公告

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、広島中央環境衛生組合物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和4年9月6日

広島中央環境衛生組合管理者 高垣 廣徳

1 入札に付する事項

(1) 物品・委託役務の名称	令和4年度～令和11年度公用車賃貸借（スクラムバン1台）
(2) 物品委託役務内容	仕様書のとおり
(3) 契約期間	契約締結日の翌日から令和11年12月14日まで
(4) 履行期間	令和4年12月15日から令和11年12月14日まで
(5) 納入・履行（就業）場所	広島県東広島市西条町上三永10759番地2 広島中央エコパーク
(6) 予定価格	非公表
(7) 最低制限価格	なし
(8) 入札方式	一般競争入札
(9) 入札区分	紙入札
(10) 使用する契約約款	物品賃貸借契約約款
(11) 契約種別	総価契約
(12) 収入印紙	不要

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	次のいずれかに該当する者 1 令和3年1月1日～令和6年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者 2 令和4年度から令和7年度における竹原市物品・委託役務等の入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	1の場合 借入れ>自動車及び車両 2の場合 車両及び借入れ
イ	法令等による登録等	問わないものとする。
ウ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	広島県内に本社または営業所を有する者
エ	会社の履行実績	問わないものとする。
オ	その他	「広島中央環境衛生組合物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2（1）のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

- 落札候補者となった者が当該物品を第三者をして貸し付けしようとするときは落札候補者（受注予定者）及び貸貸人（リース会社等）の連名により、「第三者貸付方式による貸し付け能力等証明書」を提出し、当該契約物品を自ら貸付ける能力を有するとともに、第三者をして貸付できる能力を有することを証明すること。この場合における契約約款は、物品賃貸借契約約款（第三者貸付方式）とする。
- 本業務の契約は地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約として行うものである。

4 日程等

手続等	期間・期日等	場所・留意事項
ア 公告日	令和4年9月6日	広島中央環境衛生組合ホームページに掲載及び広島中央環境衛生組合施設1課(担当課)で閲覧に供する。 閲覧場所は「6 問い合わせ先(担当課)」に記載のとおり。
イ 仕様書等閲覧期間	令和4年9月6日～ 令和4年9月21日	広島中央環境衛生組合ホームページに掲載及び担当課で閲覧に供する。 見本等の有無 : 無
ウ 同等品確認期間 (物品の買入れ 及び借入れに限る)		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票(広島中央環境衛生組合物品調達等及び委託役務競争契約入札心得。(以下「入札心得」という。)別記様式第2号(第4条関係))により担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は担当課とする。
エ 同等品確認回答 閲覧期間		広島中央環境衛生組合ホームページに掲載及び担当課で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	令和4年9月6日～ 令和4年9月12日 (午前8時30分～午後5時15分)	質問書は、本組合所定の様式により担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を担当課へ事前に電話連絡すること。 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は広島中央環境衛生組合ホームページからダウンロードできる。
カ 回答書閲覧期間	令和4年9月15日～ 令和4年9月21日	広島中央環境衛生組合ホームページに掲載及び担当課で閲覧に供する。
キ 入札期間	令和4年9月20日～ 令和4年9月21日 (午前8時30分～午後5時15分)	入札場所 広島中央環境衛生組合施設1課(担当課) 東広島市西条町上三永10759-2(管理棟1階) 入札書は入札期間内に施設1課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として各市に届け出ている印鑑を押印すること。(ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。) 郵便により入札書を提出しようとする者は、広島中央環境衛生組合物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	令和4年9月22日 午前10時00分	開札場所 広島中央環境衛生組合 管理棟1階会議室(東広島市西条町上三永10759-2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札(1回目)を実施するものとする。再度の入札(1回目)は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札(1回目)を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札(1回目)の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札(2回目)を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

5 資格要件確認資料の提出

本案件は、落札候補者が令和4年9月28日午後5時15分までに資格要件確認資料を持参または郵送により提出しなければならない。

(1) 提出書類

書類の区分	提出書類 (○印)	備考
ア 入札参加資格確認申請書		
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書(物品・委託役務)		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他	○	広島県内のうち、本店または営業所の所在する市町の滞納額等がない証明書

(2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限 令和4年9月28日 午後5時15分

(4) 提出先 「6 問い合わせ先(担当課)」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6 問い合わせ先(担当課)

施設1課

東広島市西条町上三永10759-2 広島中央エコパーク

電話番号 082-426-0820

ファックス番号 082-426-0674

公用車賃貸借（スクラムバン1台）仕様書

1 自動車明細

(1) 車両本体

① 車名等	マツダ
② 型式	スクラムバン
③ グレード	PC（2WD・4AT）
④ 台数	1台
⑤ 最大乗車定員	4名
⑥ 車体色	ホワイト

(2) 付属品等（下記以外の標準装備一式含む）

① フロアマット（デラックス）（純正）
② アクリルバイザー（純正）
③ 停止表示板
④ ホイール付冬用タイヤ（4輪分（保管料を含む））
⑤ CD/ラジオプレーヤー
⑥ ドライブレコーダー ※ <ul style="list-style-type: none">・総画素数 500 万画素以上・レンズ画角 360° /240°（水平/垂直）以上・Gセンサー（オンオフ調整可）搭載・駐車監視機能搭載・SDカードメンテナンスフリー機能・SDカードチェック機能及びバックアップ機能搭載・SDカード（32GB以上）付属 【参考品】コムテック HDR361GS
⑦ ETC車載器 ※

※セットアップ、取付作業を含む

2 納入場所

東広島市西条町上三永10759番地2 広島中央エコパーク

3 引渡し期間

令和4年12月28日

4 賃貸借期間

令和4年12月15日から令和11年12月14日まで（84か月）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約に 該当する

該当しない

5 賃貸借に含まれる項目

賃借料には、賃貸借期間中に発生する次の費用を含む。

- ① 車両本体（特別仕様含む）及び付属品
- ② 新規登録に伴う諸費用一式
- ③ 自動車税（環境性能割、種別割）、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料
- ④ 点検整備費（継続車検整備、法定点検整備、法定点検以外の定期点検整備）
- ⑤ ④の整備のために必要な消耗品の充填及び交換費用一式
- ⑥ バッテリー交換（必要に応じた交換数）
- ⑦ エンジンオイル及びオイルエレメント交換補充（走行距離及び経過期間等に応じること）
- ⑧ タイヤ（夏タイヤ、冬タイヤともに必要数）及び年に2回のタイヤ交換費用
- ⑨ 故障修理費用（通常の使用において発生するパンクを含む故障の修理費用。出張費を含む。）
- ⑩ 代車費用（継続車検時及び故障修理時等に必要に応じた代車提供費用）
- ⑪ J A F と同等のロードサービスへの加入費用
（運転者の不注意による事故等を含む車両使用中のトラブルに対応するもの）

6 法定点検以外の点検整備内容

自動車点検基準（昭和二十六年運輸省令第七十号）別表第3に準じて、3か月毎の点検を行うこと。

（重複する法定点検又は車検での点検内容は、法定点検又は車検を以て本点検を行ったこととする。）

7 推定走行距離

約500km/月

8 その他

- (1) 納入車（装備品含む）は新車であること。
- (2) 引渡しの日時について、引渡し日の前日までに下記問い合わせ先（発注担当課）に納車日時を電話にて連絡し、調整すること。また、引渡し日の午後3時までには下記問い合わせ先（発注担当課）に車検証をFAXで送ること。
なお、FAXには次の事項を記載して送信すること。
・車名・納車場所
- (3) 初年度登録年月は賃貸借開始年月と同じとすること。
- (4) 自動車税（環境性能割、種別割）、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料の額に事前に予測できない変動があった場合は、発注者と協議の上、定めるものとする。
- (5) 自動車保険（任意保険）料は、本契約に含めない。
- (6) 点検、交換、故障修理等の案件は下記メンテナンス連絡先に郵送、電話またはファックスによって行うものとし、指定工場から下記メンテナンス連絡先に連絡の上、日程調整を行うこと。
- (7) 指定納入場所までの納入に要する費用は賃貸人が負担するものとする。
- (8) メンテナンス工場は、土・日・祝日、12月29日から翌年の1月3日までを除く賃貸借期間中、賃借人の要請から1時間以内に広島中央エコパークへスタッフが来庁できる整備工場とし、点検時

等は引取納車とすること。

- (9) 納車及び引取りは、下記メンテナンス連絡先が指定する施設で行うこと。また、納車日に納車が難しい場合は代車を用意すること。
- (10) 冬季は夏用タイヤ、その他の期間は冬用タイヤを、適した保管場所を確保した上で、適正に保管管理すること。
- (11) 毎月の請求書には、請求額及び〇／84回目のように、当該請求が支払回数全体のうち何回目の支払いに当たるかを明記すること。また、〇月〇日から〇月〇日分のように、どの期間の支払いに当たるかを明記すること。

9 メンテナンス連絡先及び問い合わせ先（発注担当課）・納車場所調整先・請求送付先

広島中央環境衛生組合施設1課

〒739-0022

広島県東広島市西条町上三永10759番地2

電話（082）426-0820

ファックス（082）426-0674